

紙媒体等取扱規定(総合振込・給与振込・口座振替等)

1. 適用範囲

総合振込、給与振込、口座振替等において、依頼書(紙)またはフロッピーディスクなどの記録媒体(以下、「紙媒体等」といいます。)を当行の営業店等に持ち込む場合、この規定により取扱います。

2. 紙媒体等持込可能対象者

当行が認める総合振込、給与振込、口座振替等の利用者としてします。

3. 利用料金

利用者は当行に対し、本サービスについて当行所定の手数料(紙媒体等取扱手数料)およびその消費税相当額を、総合振込、給与振込、口座振替等の各サービスそれぞれにつき、1回の持込みごとに支払うものとします。詳しくは、下記ホームページ等をご確認ください。

https://www.ncbank.co.jp/kinri_tesuryo/kawase/yokin.html

4. 支払方法

「紙媒体等取扱手数料」およびその消費税相当額は、当行の普通預金・貯蓄預金共通規定・普通預金規定・貯蓄預金規定・西日本シティ総合口座取引規定・決裁用普通預金規定・当座勘定規定(一般用)・当座勘定規定(個人当座用)・貯蓄預金規定・納税準備預金規定にかかわらず、預金通帳および預金払戻請求書または当座小切手の提出を省略のうえ、預金口座から自動的に引落すものとします。

5. 紙媒体等の持込

利用者は、当行が定める専用の封筒に紙媒体等を封入のうえ、営業店等に持ち込むものとします。

6. 利用料金の適用開始日

本規定は、2021年7月1日より適用するものとします。

7. その他事項

当行と個別に締結している契約の定めに従うものとします。

第5条に定める普通預金・貯蓄預金共通規定・普通預金規定・貯蓄預金規定・決裁用普通預金規定・当座勘定規定(一般用)・当座勘定規定(個人当座用)・貯蓄預金規定・納税準備預金規定は、下記当行ホームページをご確認ください。

https://www.ncbank.co.jp/teikei_yakkan/

以上
(2021年4月9日現在)